

改正

平成26年4月23日告示第27号

平成31年2月15日告示第7号

水巻町コスモスまつり出店・リサイクルマーケット事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が主催するコスモスまつり（以下「まつり」という。）の出店・リサイクルマーケット事業（以下「出店事業」という。）に関して、透明性を確保するため、必要な事項を定める。

(出店事業)

第2条 この要綱において、出店とは、飲食物を含む品物を出店する店舗を指し、リサイクルマーケットとは、飲食物以外の再用品などを出店する店舗を指すものとする。

2 出店事業の店舗数は、コスモスまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）で定めるものとする。

(申込み条件)

第3条 出店事業の申込みを行う場合は、次の各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 出店事業は、町内者又は町内で事業を営む者のみ申込みを行うことができ、1つの団体（世帯）につき、出店又はリサイクルマーケットのいずれか一方のみとする。

(2) 出店事業の申込みを行う者（以下「申込者」という。）は、水巻町暴力団排除条例（平成22年条例第8号）を順守し、所定の誓約書を提出するものとする。

(3) 次に掲げる事項は、禁止とする。

イ 直火、炭火の使用

ロ ビン類、エアガン等の飛び道具系のおもちゃ類の販売

ハ 製造及び販売過程において、大きな音を出す行為

ニ 車両を入れたまま販売をする行為

ホ 指定テント以外での販売（指定テントからはみ出した商品陳列及び行商も含む。）

ヘ 未成年者及び車での来場者への酒類の販売

2 次の各号のいずれかに該当する者は、申込みができないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に係るもの
 - (5) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (6) 個人又は法人の代表者の氏名、写真等の名刺広告
 - (7) 社会問題について主義主張するもの
 - (8) 営利を目的とした人材募集・求人広告
 - (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (10) 誇大表示又は不当表示等、表現方法が不適切なもの
 - (11) 当該事業の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (12) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (13) 責任の所在が不明確なもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、出店事業として妥当でないと認められるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、申込みに関する基準が必要な場合は、コスモスマつり実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める。

（出店事業の規格）

第4条 出店の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 出店は2日間の出店とし、出店料は、2日で4,000円とする。
 - (2) 1区画の大きさは2.7m×3.6m（テント半分）とし、実行委員会では、机2台、椅子3脚を用意する。
 - (3) 電源を使用する場合は、申込み時に届け出るものとし、電源使用料は、2日で4,000円とする。容量は、コンセント2口合計で単相100V・15A・1500W以下とする。
- 2 リサイクルマーケットの規格は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) リサイクルマーケットは1日又は2日の出店とし、出店料は、1日あたり500円（2日で1,000円）とする。
 - (2) 1区画の大きさは約3.0m×約4.0mとするが、天候等の状況により変更の場合がある。
 - (3) リサイクルマーケットは、調理及び飲食に関わるもの以外で、家庭不用品のみとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、出店事業の規格に関する基準が必要な場合は、委員長が別に定める。

(申込み)

第5条 申込者は、所定の申込書を委員長に提出しなければならない。

(優先順位及び抽選)

第6条 出店の優先順位は、次に掲げる順位とし、募集店舗数に至るまで出店を認めるものとする。ただし、出店の申込みが募集店舗数よりも多かった場合は、募集店舗数の上限数字を包含するグループ内で、出店者の抽選会を行うものとする。

(1) 水巻町商工会及び商工会員

(2) 第12条に該当する者

(3) 町内で事業を営む者及び町内者

2 リサイクルマーケットの申込みが募集店舗数よりも多かった場合は、抽選会を行うものとする。

3 前各項に定める抽選会は、実行委員会で構成し、抽選会委員長は委員長が指名した者とする。

4 抽選会は、くじで出店者を決定するものとする。くじは、抽選会に参加する実行委員が引くものとする。

(決定)

第7条 委員長は、前条で出店が決定したもの（以下「出店者」という。）に、書面により決定を通知するものとする。

(説明会)

第8条 出店者は、決定通知受領後、出店事業説明会に必ず参加しなければならない。

2 連絡なく説明会を欠席する場合は、出店を取り消すものとする。

(出店者条件)

第9条 出店者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 出店決定後決められた書類を必ず提出するものとする。

(2) 店舗の活動により出たゴミを全て持ち帰るものとする。

(3) 車両の乗り入れは、2 t車以下、2台までで、実行委員会の指定する時間及び場所のみとする。また、実行委員会が指定する期日までに、車検証のコピーを提出するものとする。

(4) 出店者で臨時食品営業許可の必要な出店は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所にて発行される許可証のコピーを実行委員会が指定する期日までに提出するものとする。

(出店料等の取扱い)

第10条 出店者は、町が指定する期日までに出店料等を納入しなければならない。

2 出店料等は、原則として返還しない。

(出店事業の出店場所等)

第11条 出店事業の出店場所等は、その内容により、実行委員会が決定する。

(出店料の減免)

第12条 町から補助金を受ける障がい者団体で、利益の全てが障がい者団体の運営に充てられる団体は、出店料を半分に減額することができるものとする。

2 実行委員会が依頼する募金活動等を行う団体、社会福祉法人等の公益性が高い団体又はイベント等を実施するにあたり委員長が特に必要と認める団体は、出店料、電源使用料を免除することができるものとする。

(出店の取消し)

第13条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店の決定を取消することができる。

- (1) 出店者から取消しの申出があった場合
- (2) 出店事業の内容が第3条第2項に該当すると判明した場合
- (3) 期日までに出店料等の納入がない場合
- (4) その他出店事業として適当でないと認められるとき。

(出店者の責任)

第14条 出店事業の内容に関する責任は、出店者が負うものとする。

(業務の委託)

第15条 実行委員会は、出店事業に係る業務をイベント会社等に委託することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月23日告示第27号)

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月15日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。